

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援 （改定の方角性）

1. 法改正の概要及びこれまでの分科会における主なご意見
2. 論点及び対応案
3. 参考資料

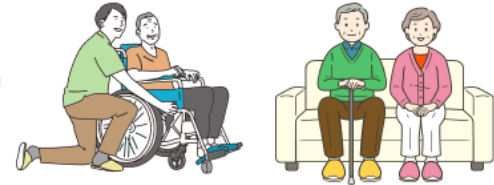
- 
- 1. 法改正の概要及びこれまでの分科会における主なご意見
 - 2. 論点及び対応案
 - 3. 参考資料

1. (5) 有料老人ホーム制度の見直し(現行制度と課題)

- 有料老人ホームには、
 - ・住まいと介護サービスを一体的に提供する「介護付きホーム」(介護保険指定あり)
 - ・必要な介護サービスは外部事業所を利用する「住宅型ホーム」

の2種類があります。

近年、多様な介護ニーズの受け皿として重要性が高まる中、**中重度の要介護者の増加などにより、両者は機能的に近接しています。**しかし、**制度上の位置付けには顕著な差があり、その均衡確保が課題**となっています。



- 「住宅型ホーム」では、併設・隣接事業所の利用への限定・誘導等による入居者の主体的な選択の制約・過剰な介護サービスの提供といった、いわゆる「囲い込み」の課題も指摘されています。

有料老人ホームについて

有料老人ホーム (施設数: 約2万5千棟、定員数: 約95万名) *1

「住宅型」有料老人ホーム

- 施設数: 約2万棟 (うち、サ高住 (注) 約7千棟)
- 定員数: 約63万名 (うち、サ高住 約24万名)

「介護付き」有料老人ホーム (特定施設*2)

- 施設数: 約5千棟 (うち、サ高住 約800棟)
- 定員数: 約32万名 (うち、サ高住 約3万8千名)

(注) サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)は、高齢者住まい法に基づき、都道府県の登録を受けて、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する、バリアフリー構造等を有した住宅です。 ※少なくとも状況把握・生活相談サービスを提供。

*1 有料老人ホーム

老人福祉法に基づく高齢者向けの居住施設です。食事や介護などのサービスを提供します。都道府県等への事前届出が必要です。

<①～④のいずれかを提供>

- ①食事の提供 ②介護(入浴・排泄・食事)の提供
- ③洗濯・掃除等の家事の供与 ④健康管理

※ 運営・人員基準なし(ガイドラインのみ)

※ サービス付き高齢者住宅についても、上記①～④を提供する場合は有料老人ホームに該当

*2 特定施設入居者生活介護

介護保険法に基づき、都道府県等の指定を受けて、有料老人ホームが介護サービスを直接提供する仕組みです。

※ 居宅サービス、日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を包括的に提供。

※ 介護報酬で運営・人員基準、利用者保護を担保。

法改正の概要②

1. (5) 有料老人ホーム制度の見直し(主な改正内容)



見直し内容

有料老人ホーム全体の質を底上げし、利用者が安心して選択・利用できる制度へ見直します。

いわゆる「囲い込み」対策の強化

「住宅型」と「介護付き」の制度上の均衡確保

登録制の導入 老人福祉法

有料老人ホームのうち、中重度の要介護者など、特に入居者保護の必要性が高い方を入居対象とするホーム(※1)について、入居者保護の観点から、登録制を導入します。

(※1) 対象ホームは、入居対象者の要件により判断。現存する有料老人ホームの大半が対象となることを想定。

① 事業者間の独立性の確保 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」について、

- ・相談支援(ケアマネジメント)事業者
- ・介護サービス事業者

の独立性を確保する措置(※2)を導入します。

(※2) 特定の介護サービス事業者の利用を入居要件とすることの禁止、ケアマネジメントの独立性確保に係る方針の策定・公表、会計の区分経理等

② 新たな相談支援類型の導入 介護保険法

登録制対象の「住宅型ホーム」の入居者に対し、ホームと対等な立場で

- ・ケアプラン作成
- ・地域生活相談(地域活動等の参加への支援)

を包括的に提供する新たな相談支援類型を導入します(※3)。(登録施設介護(予防)支援)

(※3) 当面の間、既存の居宅介護支援事業者は、新たな指定申請を不要とする予定

③ 入居者紹介事業に係る認定制度の創設 老人福祉法

有料老人ホーム協会による入居者紹介事業の優良事業者認定制度を創設します。

(*) 登録制の対象とはならないホームについても、所要の見直しを行う。

① 基準・規制の整備 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」及び「介護付きホーム」について、

- ・運営・人員基準(※4)
- ・利用者保護に関する規制

を導入します。

(※4) 現行の標準指導指針を遵守しているホームにとって、過度な負担とならない水準とすることを想定

② 適切な支援・サービス利用確保の責務 老人福祉法

登録制対象(*)の「住宅型ホーム」に対し、

- ・新たな相談支援類型による適切な相談支援
 - ・適切な介護サービスの利用
- を確保する責務を規定します。

③ 新たな相談支援類型の導入(再掲 ※左記参照) 介護保険法

④ 利用者負担の均衡 介護保険法

新たな相談支援類型については、「介護付きホーム」等との均衡の観点から、利用者負担(原則として1割)を求めます(※5)。

(※5) 費用徴収に伴う事務負担軽減の方法を周知予定

施行日：令和9年4月1日、法律の公布後2年以内に政令で定める日又は法律の公布後3年以内に政令で定める日(円滑な移行のための所要の経過措置を設ける)

有料老人ホームの登録基準等については、有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会において議論(本年10月9日にまとめ)。

集合住宅へのサービス提供については、高齢者住まいに対するサービス提供の在り方に関する介護給付費分科会等において説明及び議論を実施予定。

これまでの分科会における主なご意見①

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいた
ご意見について事務局の責任で整理したもの

<登録施設介護支援>

(登録施設介護支援の在り方について)

- 利用者の立場に立ったケアプランの作成が担保されるよう、有料老人ホームと対等な立場で主体的にケアプランが作成できるような独立した体制の担保や、ケアプラン策定プロセスの透明化等を進めていく必要がある。
- 登録施設介護支援の創設にあたっては、利用者本位のケアプランの作成を促進していくことが重要であることから、例えばケアプランには登録施設に併設される事業所のサービスを一定割合以上にならないよう制限する、地域活動との連携を促すといった、一定の条件や措置などを強化することも検討する必要があるのではないかな。
- ホームと一体的にサービス提供を行うことそのものは問題ではないが、一体的にサービス提供を行う事業経営モデルとの疑念を払拭するケアマネジメントが実施できる環境整備が必要であり、この環境整備にあたっては、事業所の体制だけでなく、保険者などの関係機関からの協力が必要。また、登録施設介護支援では、ホームの方針や要請に反したサービス調整が必要となるといったことがないような体制づくりが必要ではないかな。
- 登録施設介護支援については、入居者のケアマネジメントの質とケアマネジャーの中立・公正性を確保し、いわゆる「囲い込み」の是正につながる仕組みとすることが必要。
- 登録施設介護支援は、ケアマネジャーの独立性の担保だけでなく、介護福祉士が介護課程に基づく専門的な実践を通じて把握した、利用者の心身の状況や日常生活における生活機能の変化、または本人の希望などを多職種で継続的に共有し、ケアマネジャーによるケアプランやサービス内容の見直しにつなげられる仕組みを制度上、明確に位置づけることが重要。介護課程に基づく専門的実践を通じて得られる情報を適切にケアマネジメントに反映することが、自立支援や重度化防止につながる質の高い介護サービスの提供の実現につながる。

(ケアマネジャー及び登録施設介護支援事業所の事務負担等)

- 利用者負担を導入したことに伴う、ケアマネジャーに新たに発生する業務負担（請求事務、債権管理、支払が困難な利用者への説明や調整等）を十分に把握し、必要な対応を行う必要がある。
- ホーム入居時にケアマネジャーが継続して利用者を担当する場合は、居宅介護支援事業所が新たに登録施設介護支援事業者となる必要があり、そうしたことが全国規模で起きた場合、現実的に対応可能なのかも検討する必要がある。

これまでの分科会における主なご意見②

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいた
ご意見について事務局の責任で整理したもの

<登録施設介護支援>

(地域生活相談の内容について)

- 地域の中で要介護者の参加・交流といったことの視点をより充実させていくことは、有料老人ホームの入居者に限らない大変重要なものである。地域生活相談といったものは有料老人ホーム固有のものではないこと、既に地域でもそういった機能を担う方がいるということを踏まえたうえで、地域生活相談というものの機能の整理について、検討する必要がある。
- 地域生活相談は、ケアマネジャーの新たな、そして実質的な業務負担増につながるものではないか。新たな業務の内容や範囲、責任の所在を明確にし、その業務に対応する職員に過度な負担とならないよう配慮する必要がある。
- 地域生活相談の検討にあたっては、その担い手、人員配置、負担軽減等多くの課題が存在する。ケアマネジャーが担わない場合は、こういった職種が担うのか、もしケアマネジャー以外の職員を配置する場合に、その職員の人件費を担うほどの報酬設定が可能なのか、ケアマネジャーの負担軽減もあわせて検討する必要がある。

(地域生活相談にかかる人員配置等について)

- 地域生活相談を担う人員については、専門性や人材確保の観点からも、業務負担の増加につながらないよう配慮しつつも、当面は介護支援専門員が兼務等で担うこととし、今後、登録施設介護支援の実施状況も踏まえて、必要に応じて検討することとしてはどうか。
- 地域の活動に参加するということを重視することは全面的に賛成だが、実際には、参加のなかにも様々なレイヤーが存在しているため、外形的に確認できる活動を行っていることにのみ焦点をあてた人員配置や、報酬での評価を行うことは慎重であるべきではないか。
- ケアマネジャーが地域生活相談を担う人員と兼務することについて、現在、ほとんどの自治体ではケアマネの人材確保に苦慮していることから、地域生活相談を担うことによって業務負担が過剰になり、ケアマネの人材確保がより一層難しくなるのではないかと危惧している。ケアマネジャーの業務負担がこれ以上増加することのないよう十分に配慮し、負担軽減に資する施策を講じる必要がある。

これまでの分科会における主なご意見③

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいた
ご意見について事務局の責任で整理したもの

<登録施設介護支援>

(登録施設介護支援の報酬の在り方について)

- 制度の複雑化を避けるためにも、現行と同様の基本報酬が継承されることが望ましいのではないかな。
- 新たに地域生活相談が業務になることに加え、利用者が幾つものホームに分散して、それを登録施設介護支援事業所が対応することも考えられることから、報酬の設定にあたっては、単にホームに入居するということだけで見直すのではなく、現行の居宅介護支援に準じた介護報酬とする必要がある。
- 登録施設介護支援の報酬については、居宅介護支援との整合性を踏まえ、業務実態や責任に見合った、公平で分かりやすい設定とすることが必要。
- 地域生活相談については、新たな業務の内容や範囲、責任の所在を明確にし、報酬上適切に評価すべき。事務負担や報酬の評価が適切でなければ、経過措置があったとしても外部の居宅介護支援事業所の参入が進まず、結果として、ホームに併設・関連する事業所に利用者が集中する恐れがあることから、利用者が実質的にケアマネジャーを選択でき、外部事業者の指定取得を妨げない報酬・運用を検討する必要があるのではないかな。
- 有料老人ホームは、「施設」ではなく、プライバシーが保たれた「住まい」であることから、住まいと施設の峻別というものは議論の前提とすべき。住む場所によってケアプラン作成費用の自己負担の有無の違いがあることは本来あるべきではないところ、利用者負担の公平性を勘案した報酬設定とする必要がある。
- 地方や人口過疎地域においては、今後より集住化して効率的にサービス提供せざるを得ない状況が増加することが予想されることから、新規事業者が参入しにくくならないような配慮が必要である。

これまでの分科会における主なご意見④

介護給付費分科会における関係団体等意見交換会においては、以下について要望があった。

【高齢者住まい事業者団体連合会】

- サ高住・住宅型において、従来より提供している安否確認やホーム生活相談と地域相談が明確に区分され、現場の実態にあった十分な報酬水準が確保される。結果、真摯に地域を支える事業者が健全に発展。

【全国介護事業者連盟】

- 高齢者住まいにおけるケアマネジメント業務には、効率的な訪問を行うことが出来る側面がある一方で、居宅介護支援の業務に加えて利用者への請求業務及び地域生活相談が加わることが想定されることから、その役割に相応しい基本報酬単位を検討お願いします。また、高齢者住まいにおける効率的な訪問は、まとまった数のプランを作成することが前提であり、個別で高齢者住まいのプランを作成するケースへの考慮をお願いします。
- 高齢者住まいにおけるケアマネジメント業務は、効率的な訪問が可能であることから、居宅介護支援と比べて、介護支援専門員1人当たりの取扱件数を増やすことを検討お願いします。また、居宅介護支援と兼務で対応する際の取扱についても、適切な考え方への考慮をお願いします。
- 登録施設介護（予防）支援の創設により、いわゆる囲い込みが助長されることを防ぐために、公正・中立なケアマネジメントの在り方を確立する必要があります。その趣旨を踏まえた地域生活相談における役割の明確化を検討お願いします。

1. 法改正の概要及びこれまでの分科会における主なご意見



2. 論点及び対応案

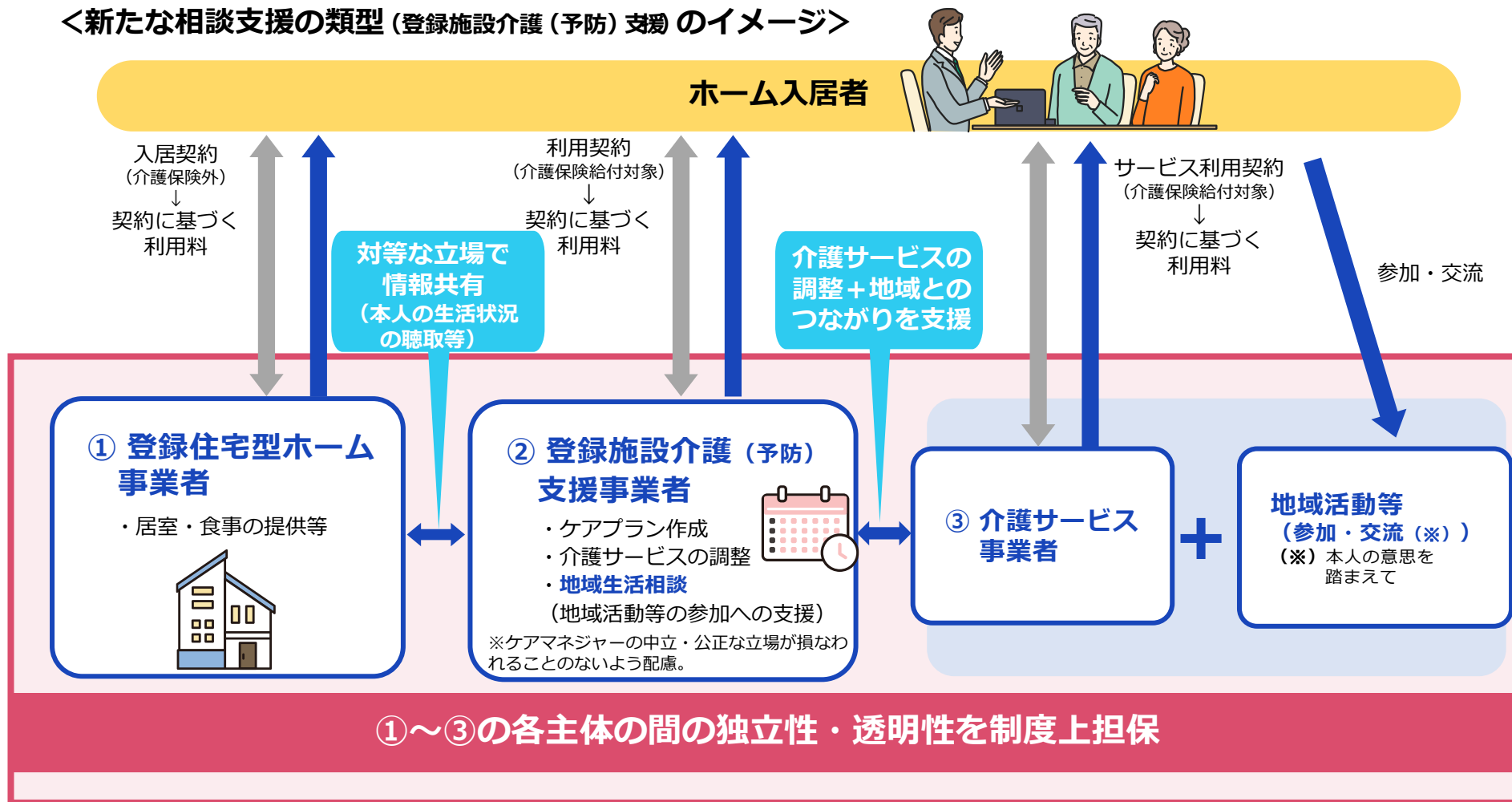
3. 参考資料

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について・・・・・・・・・・	11
---	----

1.(5) 有料老人ホーム制度の見直し(新たな相談支援の仕組み)

有料老人ホームの見直しにあわせて、入居者に対するケアマネジメントの独立性を担保し、入居者のケアプラン作成と地域とのつながりへの支援を一体的に行う新たな相談支援の仕組みを創設します。

＜新たな相談支援の類型(登録施設介護(予防)支援)のイメージ＞



※ 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)では、①～③を一体的に提供(外部型の場合は、①・②を提供するほか、③を委託により提供)

1 対象者

- 要介護者であって、登録有料老人ホームにおける居室において介護を受ける者（改正後介護保険法第8条）

2 サービス内容

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、その事情や利用者・家族の希望等を勘案した上で、その利用するサービス等の種類及び内容、これを担当する者等事項を定めたケアプラン（登録施設サービス計画）を作成すること。（改正後介護保険法第8条）
- ② 登録施設サービス計画に基づくサービス等の提供を確保するため以下の支援を行う。（改正後介護保険法第8条）
 - ・ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供
 - ・ 利用者が、地域での活動（要介護状態の軽減・維持のための活動、地域において自立した日常生活を送るための活動）に参加するための援助
- ③ 利用者が介護保険施設等への入所を要する場合においては、施設への紹介その他の便宜の提供を行うこと。（改正後介護保険法第8条）

3 指定基準等

- 指定に係る事業所ごとに、介護支援専門員を配置。（改正後介護保険法第85条の5）
- 登録施設介護支援の指定を受けたときは、居宅介護支援事業を行う事業所として指定を受けたものとみなす。（別段の申出をした場合を除く。）（改正後介護保険法第85条の11）
- 施行の際に、現に居宅介護支援の指定を受けている者は、当面の間（施行日から6年を超えない範囲内において政令で定める日までの間）は、登録施設介護支援の指定を受けた者とみなす。（別段の申出をした場合を除く。）（改正法附則第18条）

1 対象者

- 要支援者であって、登録有料老人ホームにおける居室において介護を受ける者（改正後介護保険法第8条の2）

2 サービス内容

- ① 利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、その事情や利用者・家族の希望等を勘案した上で、その利用するサービス等の種類及び内容、これを担当する者等事項を定めたケアプラン（登録施設介護予防サービス計画）を作成すること。（改正後介護保険法第8条の2）
- ② 登録施設介護予防サービス計画に基づくサービス等の提供を確保するため以下の支援を行う。（改正後介護保険法第8条の2）
 - ・ 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供
 - ・ 利用者が、地域での活動（要介護状態の予防、要介護状態の軽減・悪化の防止等のための活動、地域において自立した日常生活を送るための活動）に参加するための援助

3 指定基準等

- 地域包括支援センターは、登録施設介護予防支援の一部を、登録施設介護支援事業者に委託することができる。（改正後介護保険法第115条の31の3）
- 登録施設介護予防支援の指定を受けたときは、介護予防支援事業を行う事業所として指定を受けたものとみなす。（別段の申出をした場合を除く。）（改正後介護保険法115条の31の10）
- 施行の際に、現に介護予防支援の指定を受けている者は、当面の間（施行日から6年を超えない範囲内において政令で定める日までの間）は、登録施設介護予防支援の指定を受けた者とみなす。（別段の申出をした場合を除く。）（改正法附則第19条）

1 居宅介護支援

<定義> 【法第8条第24項】

○居宅の要介護者が居宅サービス等の適切な利用ができるように、

- ① 要介護者の心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成
- ② 居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整
- ③ 介護保険施設等への入所が必要な場合における紹介 等を行うこと。

<人員基準> 【居宅介護支援 運営基準第2条・第3条】

○従業者：事業所ごとに常勤の介護支援専門員を1人以上配置（利用者44人：介護支援専門員1人を基準）

○管理者：事業所ごとに常勤専従の主任介護支援専門員（※）を配置

（※）令和3年3月31日時点で主任ケアマネジャーでない者が管理者の事業所は、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任ケアマネジャーとする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予する。

（令和3年4月1日以降に新たに管理者となる者に対しては、更なる経過措置は適用されない。）

2 介護予防支援

<定義> 【法第8の2条第16項】

○居宅の要支援者が介護予防サービス等の適切な利用ができるように、市町村が設置する地域包括支援センター又は指定居宅介護支援事業者が、

- ① 要支援者の心身の状況、置かれている環境、要支援者や家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成
- ② 介護予防サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整 等を行うこと。

<人員基準> 【介護予防支援 運営基準第2条・第3条】

○従業者：地域包括支援センターの設置者である場合・・・事業所ごとに担当職員（※）を1人以上配置

（※）①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 のいずれかの要件を満たす者であって、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者。

指定居宅介護支援事業者である場合・・・事業所ごとに介護支援専門員を1人以上配置

○管理者：地域包括支援センターの設置者である場合・・・事業所ごとに常勤専従の者を配置

指定居宅介護支援事業者である場合・・・事業所ごとに常勤専従の主任介護支援専門員を配置

(参考) 居宅介護支援の報酬

社保審－介護給付費分科会

第259回 (R8.6.29)

資料 6

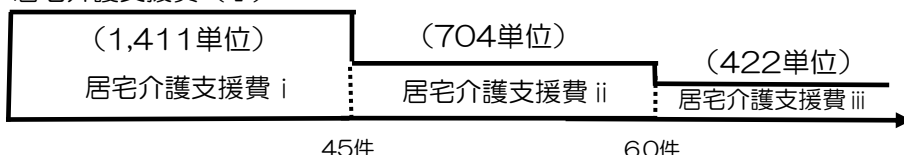
居宅介護支援の介護報酬のイメージ (1月あたり)

利用者の要介護度や取扱件数に応じた基本サービス費

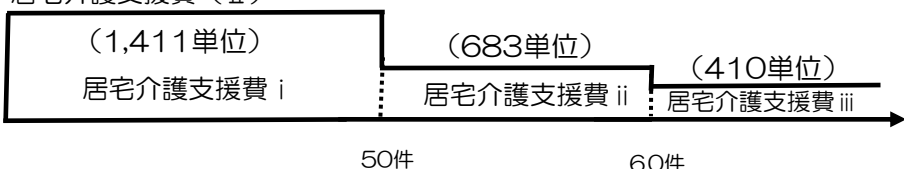
		要介護1・2	要介護3・4・5
居宅介護支援費 (I)	居宅介護支援費 (i)	1,086単位/月	1,411単位/月
	居宅介護支援費 (ii)	544単位/月	704単位/月
	居宅介護支援費 (iii)	326単位/月	422単位/月
居宅介護支援費 (II) ※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合	居宅介護支援費 (i)	1,086単位/月	1,411単位/月
	居宅介護支援費 (ii)	527単位/月	683単位/月
	居宅介護支援費 (iii)	316単位/月	410単位/月

【報酬体系は逡減制】 例：要介護3・4・5の場合

居宅介護支援費 (I)



居宅介護支援費 (II)



※1 介護支援専門員 (常勤換算) 1人当たりの取扱件数が45件 (IIの場合は50件) 以上の場合45件目から、60件以上の場合60件目から、それぞれ超過部分のみに逡減制 (45件 (IIの場合は50件) 以上60件未満の部分は居宅介護支援費 ii、60件以上の部分は居宅介護支援費 iii) を適用

※2 取扱件数には介護予防支援利用者数を3分の1とした件数を含む

※3 中山間地域等に所在する事業所は逡減制を適用しない

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価 (300単位)

入院時の病院等との連携
・入院後当日以内：250単位
・入院後3日以内：200単位

退院・退所時の病院等との連携

・退院・退所時カンファレンスへの参加あり
(連携1回：600単位、連携2回：750単位、連携3回：900単位)
・退院・退所時カンファレンスへの参加なし
(連携1回：450単位、連携2回：600単位)

通院時の病院等との連携

(50単位)

利用者の状態の急変等に伴い利用者宅で行われるカンファレンスへの参加 (200単位)

終末期の利用者に対する頻回な居宅訪問や主治医・事業者との連携に対する評価 (400単位)

ケアマネジメント等の質の高い事業所への評価
(I：519単位、II：421単位、III：323単位、A：114単位)

・離島等の事業所がサービスを提供した場合 (15%)
・中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供した場合 (10%)
・中山間地域等の利用者にサービスを提供した場合 (5%)

ケアマネジメント等の質の高い事業所について、医療機関等と総合的に連携する事業所を更に評価 (125単位)

介護職員等処遇改善加算 (2. 1%)

高齢者虐待防止措置未実施の場合 (▲1%)

同一敷地内建物等に対するサービス提供 (▲5%)

サービス担当者会議や定期的な利用者の居宅訪問未実施、契約時の説明不足等 (▲50%)

訪問介護等において特定の事業所を位置付ける割合が80%を超える場合 (▲200単位)

業務継続計画未策定の場合 (▲1%)

（参考）介護予防支援の報酬

社保審－介護給付費分科会

資料 6

第259回（R8.6.29）

介護予防支援の介護報酬のイメージ（1月あたり）

基本サービス費

利用者の状態に応じたサービス提供や事業所の体制に対する加算・減算

【地域包括支援センターが行う場合】

介護予防支援費（Ⅰ）

442単位/月

+

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）

居宅介護支援事業所への委託時の適切な情報連携等に対する評価（300単位）

介護職員等処遇改善加算（2.1%）

-

高齢者虐待防止措置未実施の場合（▲1%）

業務継続計画未策定の場合（▲1%）

【指定居宅介護支援事業者が行う場合】

介護予防支援費（Ⅱ）

472単位/月

+

初回利用者へのケアマネジメントに対する評価（300単位）

- ・離島等の事業所がサービスを提供した場合（15%）
- ・中山間地域等の小規模事業所がサービスを提供した場合（10%）
- ・中山間地域等の利用者にサービスを提供した場合（5%）

介護職員等処遇改善加算（2.1%）

-

高齢者虐待防止措置未実施の場合（▲1%）

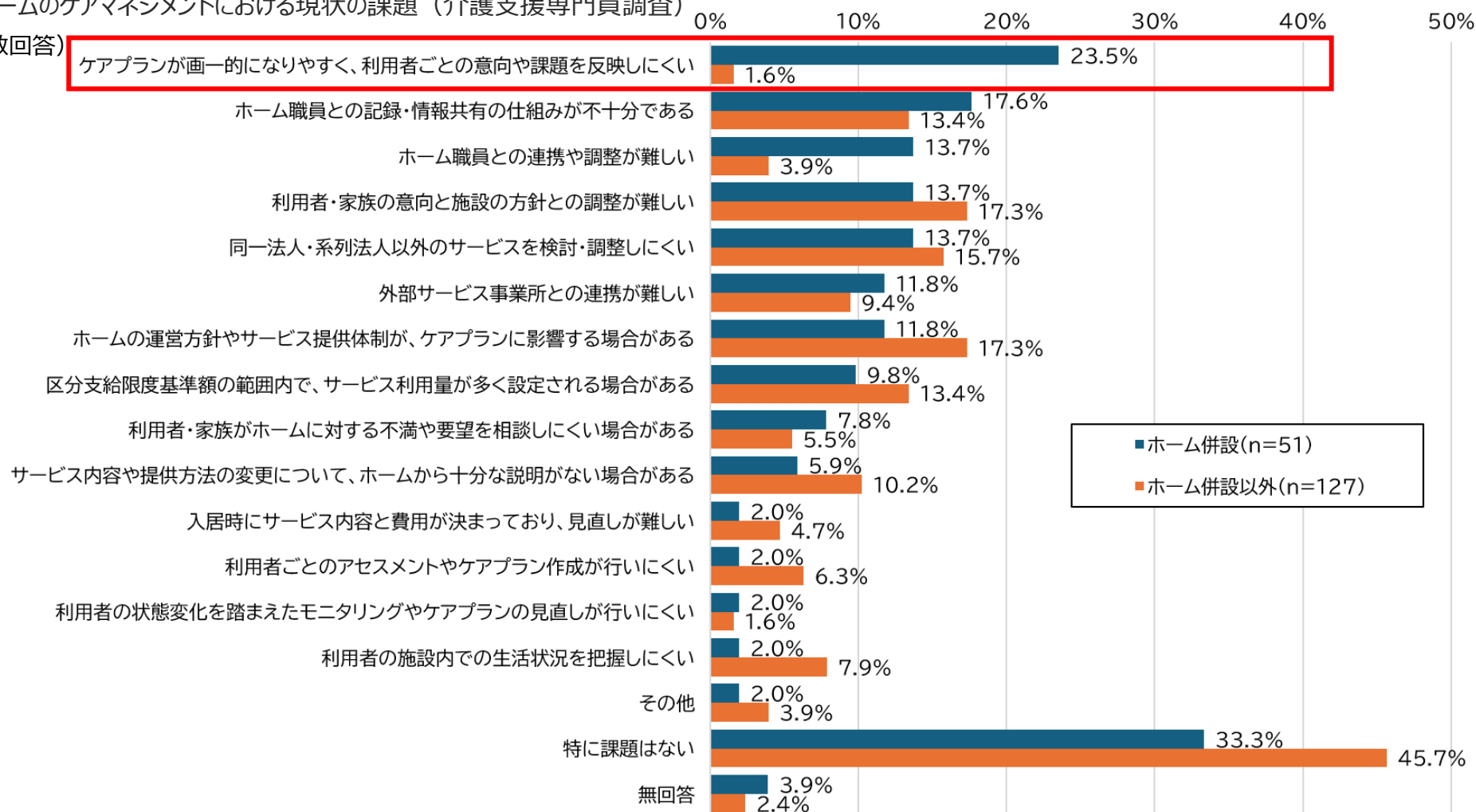
業務継続計画未策定の場合（▲1%）

介護支援専門員による住宅型有料老人ホームのケアマネジメントにおける現状の課題認識

○ 住宅型有料老人ホームを担当する介護支援専門員に対して、ホームのケアマネジメントにおける現状と課題について聞いたところ、「特に課題はない」と回答した者が多かった一方で、ホーム併設の介護支援専門員では「**ケアプランが画一的になりやすく、利用者ごとの意向や課題を反映しにくい**」「**ホーム職員との記録・情報共有の仕組みが不十分である**」と回答した者が多く、ホーム併設以外では「**利用者・家族の意向と施設の方針との調整が難しい**」「**ホームの運営方針やサービス提供体制が、ケアプランに影響する場合がある**」が多かった。

○ホームのケアマネジメントにおける現状の課題（介護支援専門員調査）

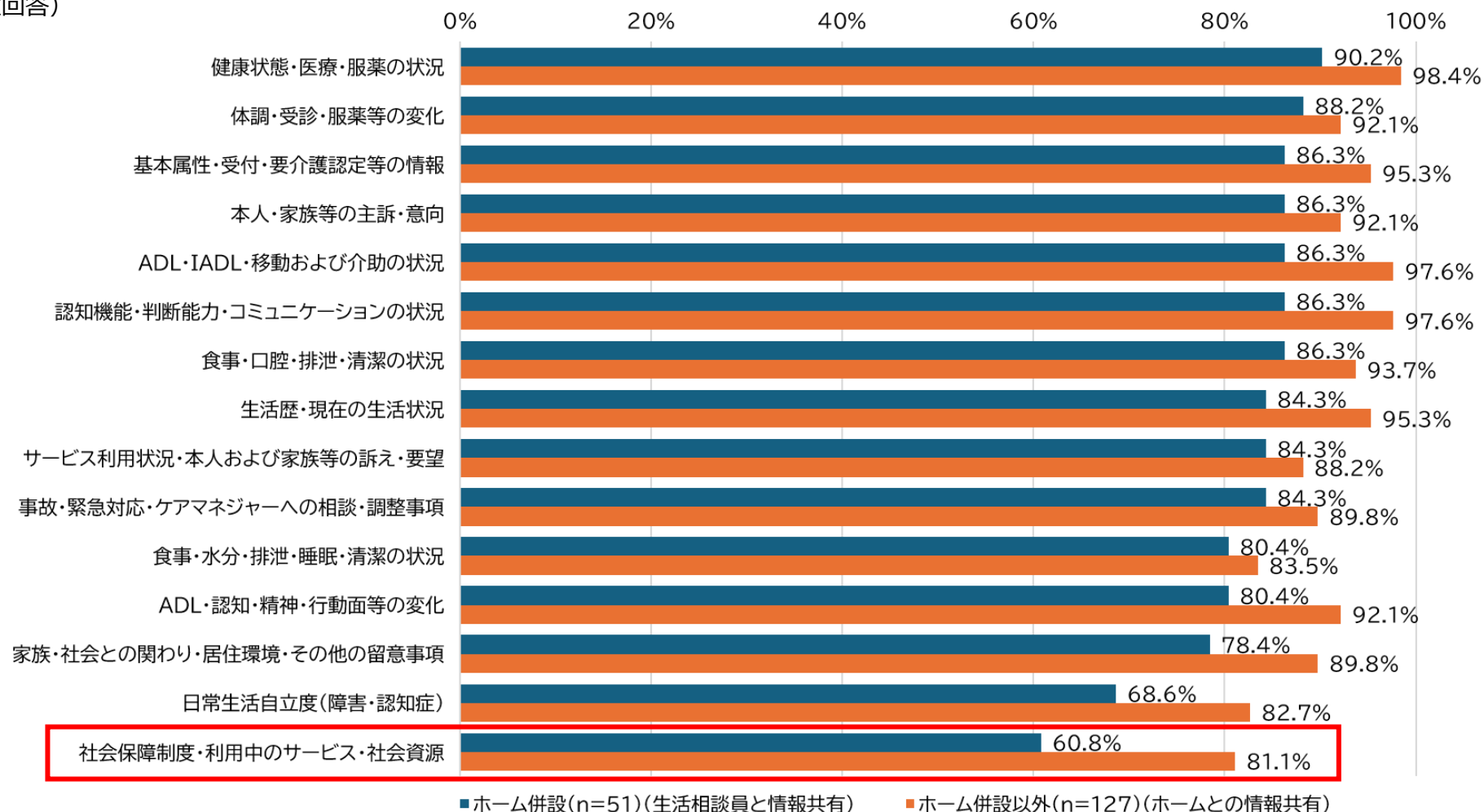
（複数回答）



介護支援専門員による生活相談員およびホームとの情報共有の状況

○ 介護支援専門員が、有料老人ホーム（生活相談員）との間で情報共有している内容は、以下のとおりであった。特に「**社会保障制度・利用中のサービス・社会資源**」については、ホーム併設の場合とホーム併設以外の場合で差があり、ホーム併設の場合の割合が少なくなっていた。

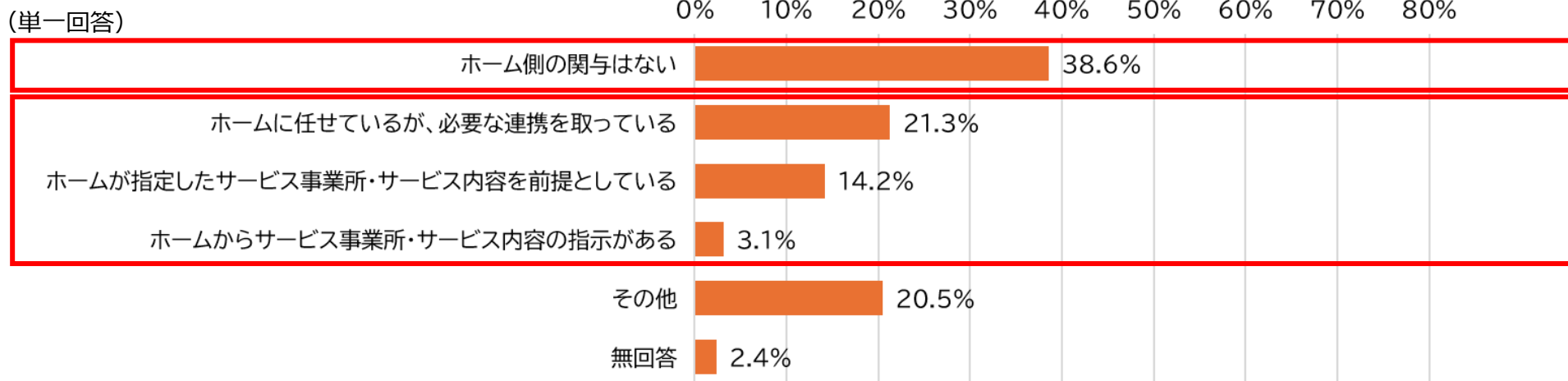
○生活相談員およびホームと情報共有している内容（介護支援専門員調査）
（複数回答）



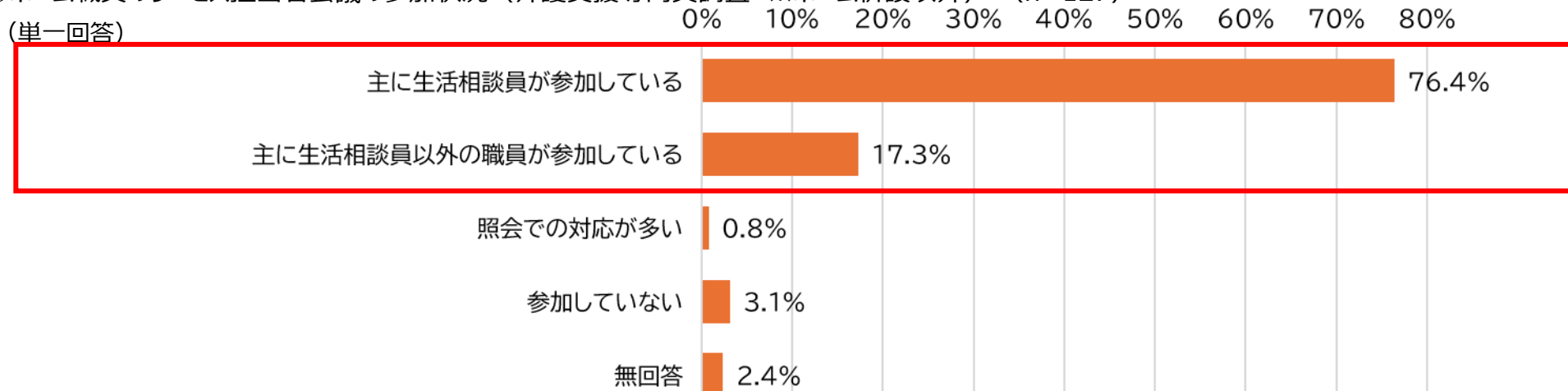
住宅型有料老人ホームによるケアプラン作成等への関与の状況

- ホーム併設以外の介護支援専門員に対して住宅型有料老人ホームによるケアプラン作成への関与の状況を聞いたところ、**「ホーム側の関与はない」が38.6%**であった一方で、**「ホームに任せているが、必要な連携を取っている」など一定の関与がある状況も見られた。**
- また、生活相談員等のホーム職員がサービス担当者会議に出席している場合が多かった。

○ケアプラン作成への関与の状況（介護支援専門員調査 ※ホーム併設以外）（n=127）



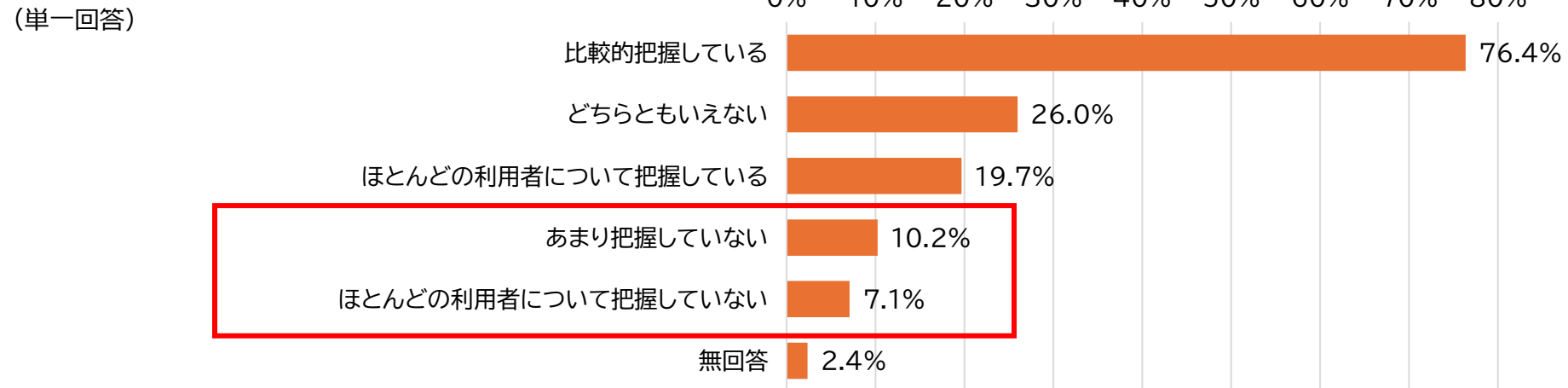
○ホーム職員のサービス担当者会議の参加状況（介護支援専門員調査 ※ホーム併設以外）（n=127）



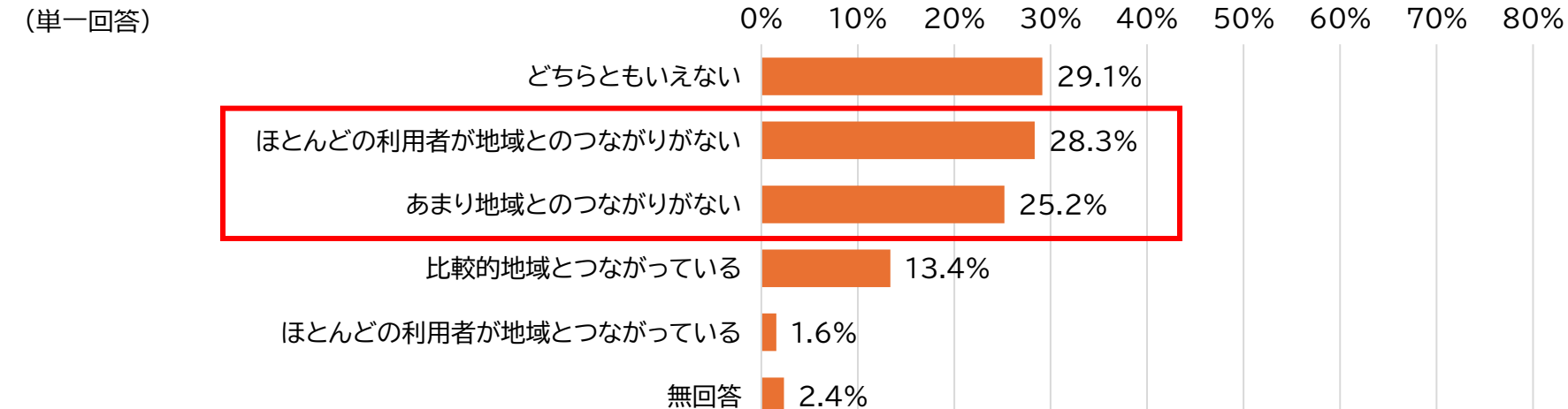
住宅型有料老人ホーム利用者の地域との関わりの状況

- ホーム併設以外の介護支援専門員に対して、**住宅型有料老人ホームに入居している利用者の地域との関わりについての把握状況**を聞いたところ、「**比較的把握している**」「**ほとんどの利用者について把握している**」と回答した者が多かった一方で、「**あまり把握していない**」「**ほとんどの利用者について把握していない**」との回答も一部見られた。
- ホームに入居している利用者の**地域への関わり**の状況については、「**比較的地域とつながっている**」との回答も約1割あったものの、「**ほとんどの利用者が地域とのつながりがない**」「**あまり地域とのつながりがない**」との回答が多かった。

○ホームに入居している利用者の地域との関わりについての把握状況（介護支援専門員調査 ※ホーム併設以外）（n=127）



○ホームに入居している利用者の地域への関わり状況（介護支援専門員調査）（n=127）

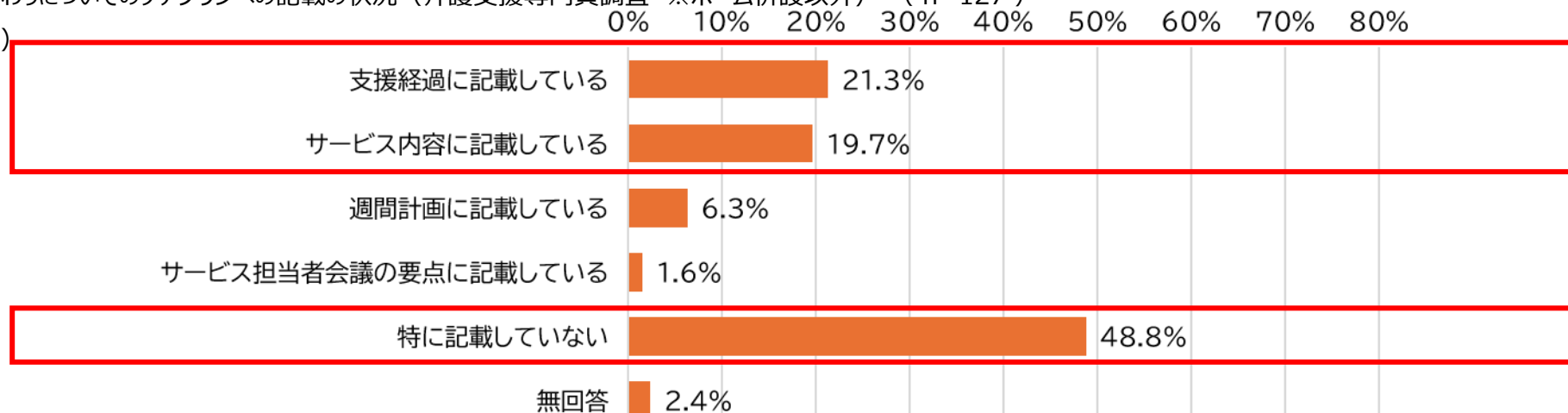


介護支援専門員による地域との関わりについての支援の状況

- ホーム併設以外の介護支援専門員に対して、住宅型有料老人ホームに入居している利用者について地域との関わりについてのケアプランへの記載の状況を聞いたところ、「特に記載していない」との回答が半数近かった一方で、支援経過やサービス内容に記載している者がそれぞれ約2割見られた。
- ホームに入居している利用者に対する地域との関わりについての支援状況については、「特に何もしていない」が55.9%と最も多かったが、「地域資源に関する情報提供をしている」など、一定の支援をしている状況も見られた。

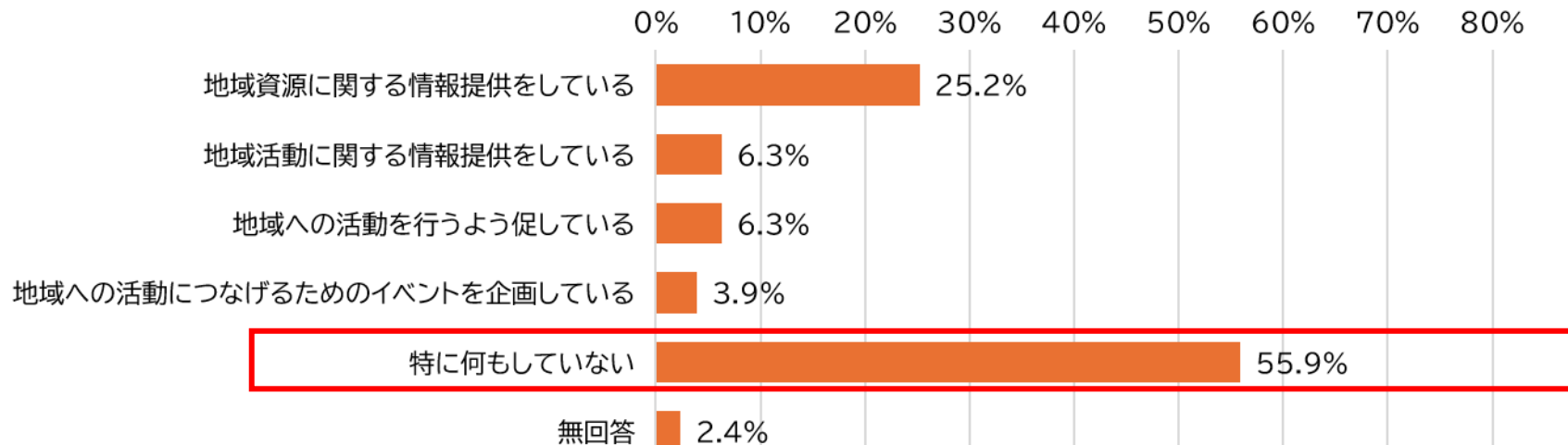
○地域との関わりについてのケアプランへの記載の状況（介護支援専門員調査 ※ホーム併設以外）（n=127）

（単一回答）



○ホームに入居している利用者に対する地域との関わりについての支援（介護支援専門員調査 ※ホーム併設以外）（n=127）

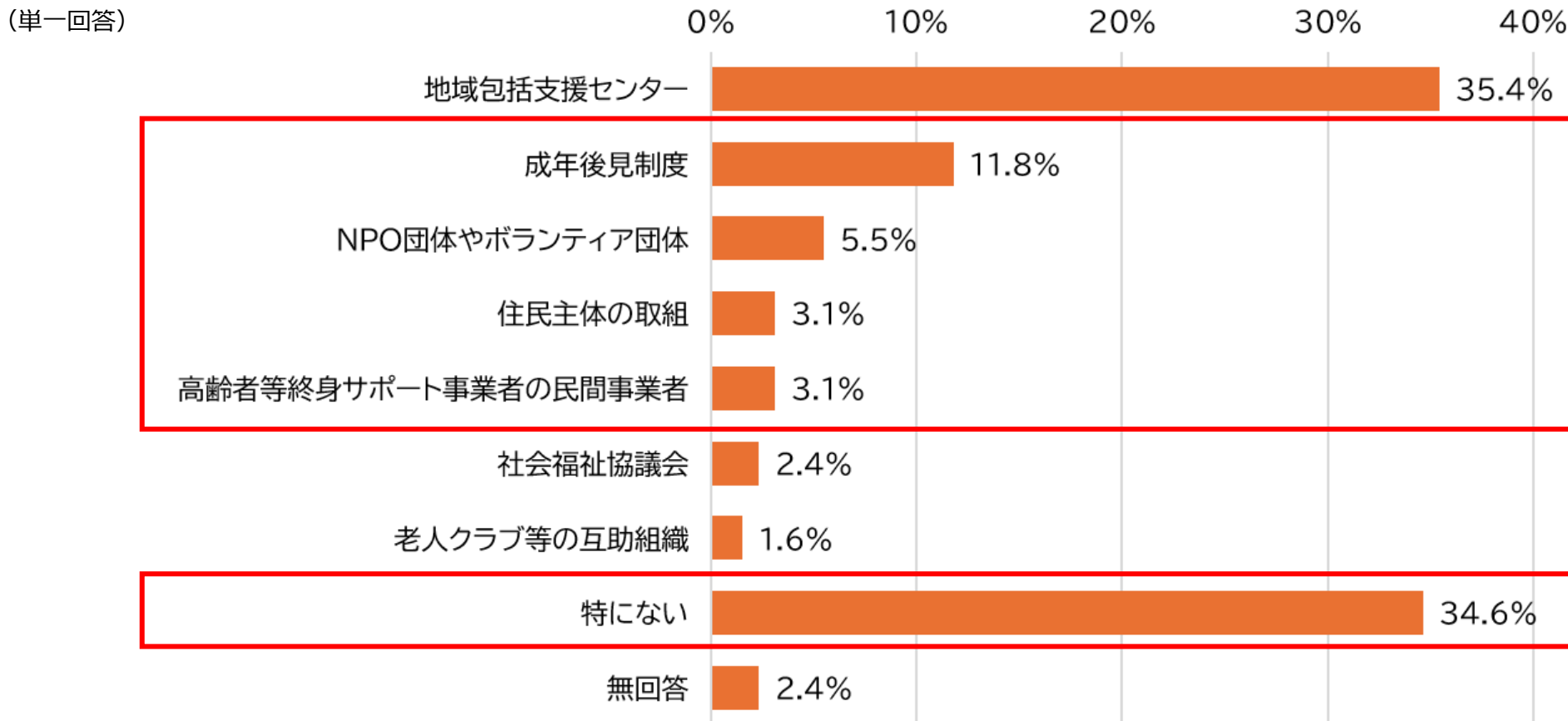
（単一回答）



介護支援専門員による住宅型有料老人ホーム入居者の地域におけるつなぎ先

- 介護支援専門員による住宅型有料老人ホーム入居者にかかる地域のつなぎ先については、地域包括支援センターが最も多く35.4%であったが、「特にない」との回答も34.6%あった。
- 一方で、「NPO団体やボランティア団体」や「高齢者等終身サポート事業の民間事業者」「成年後見制度」等をつなぎ先としている者も見られた。

○地域に連携しているつなぎ先（介護支援専門員調査 ※ホーム併設以外）（n=127）

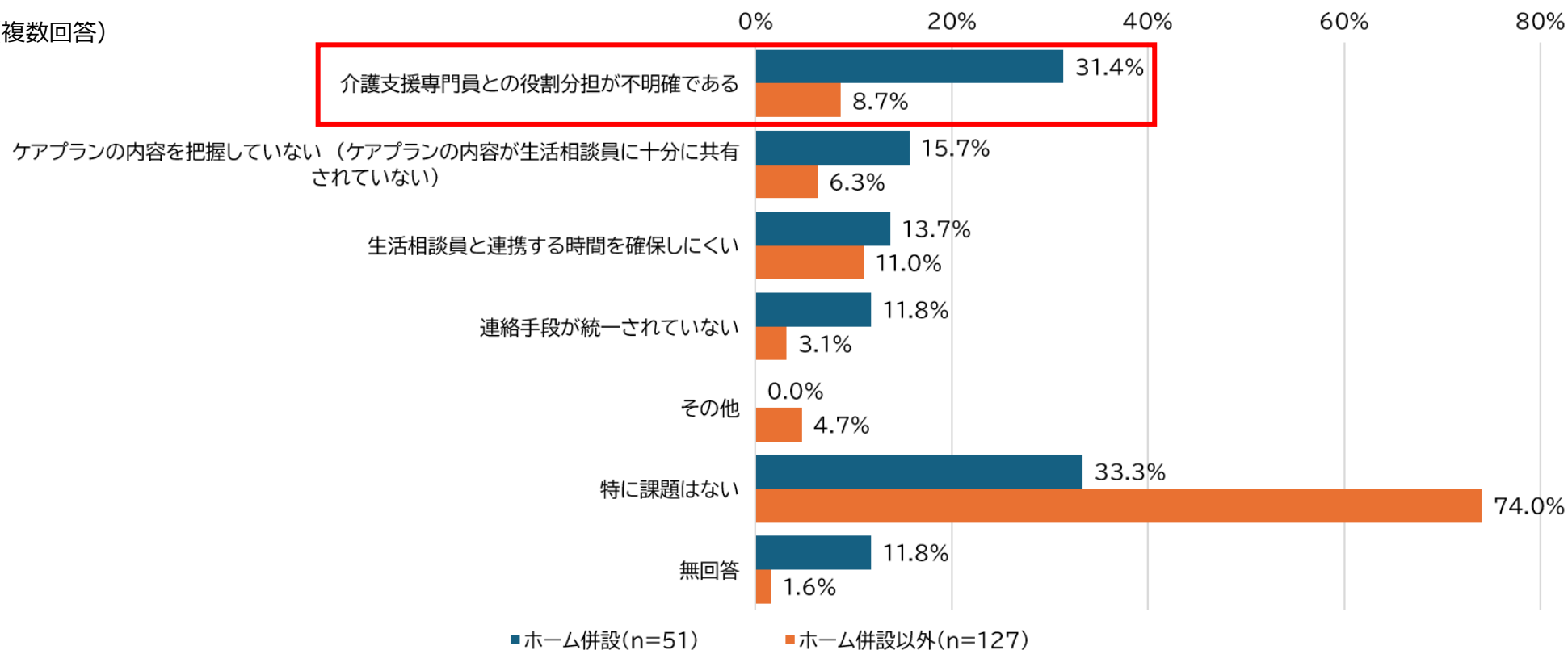


介護支援専門員による生活相談員との連携上の課題

○ 介護支援専門員による有料老人ホームの生活相談員との連携上の課題として「特に課題はない」との回答が多かった一方で、**特にホーム併設の介護支援専門員において、「介護支援専門員との役割分担が不明確である」との回答が多かった。**

○生活相談員との連携上の課題（介護支援専門員調査）

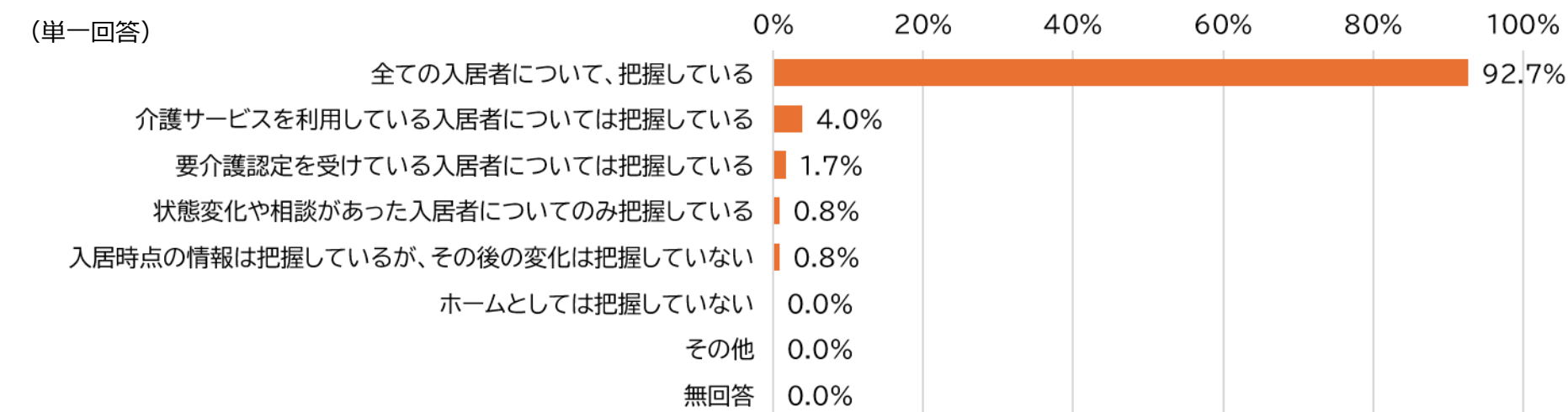
（複数回答）



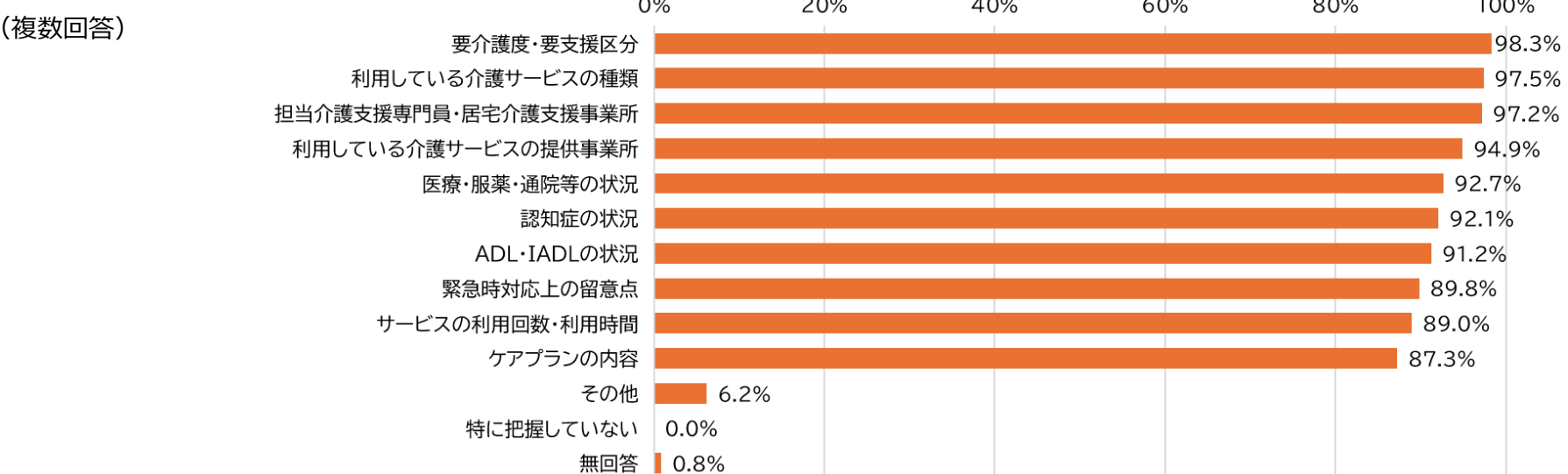
有料老人ホームにおける入居者の介護サービス利用の把握状況

○ 住宅型有料老人ホームに対して、入居者の介護サービス利用状況を聞いたところ、9割のホームで「全ての入居者について、把握している」との回答であり、**要介護度や利用している介護サービスの情報からケアプランの内容まで多くのホームで把握されている状況であった。**

○ホーム入居者の介護サービス利用状況の把握状況（有料老人ホーム調査）（n=354）



○把握している情報（有料老人ホーム調査）（n=354）

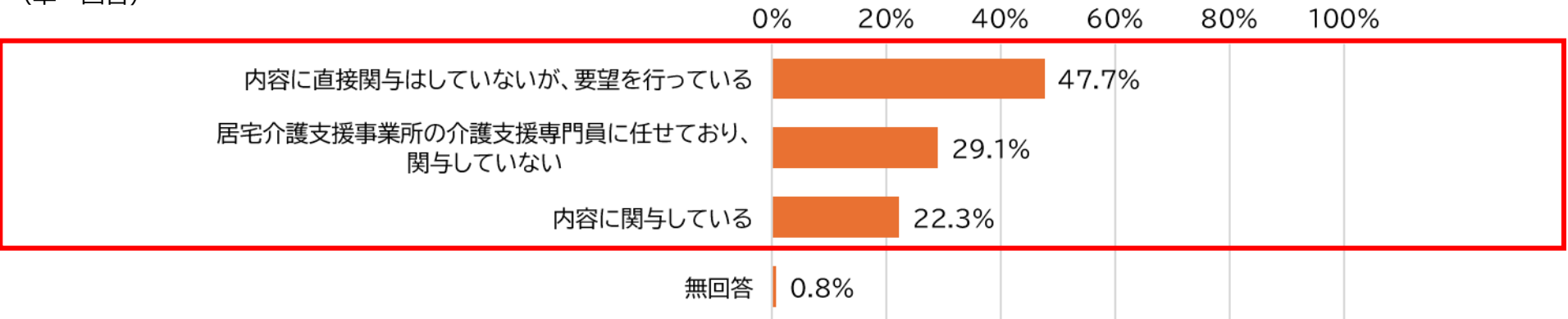


住宅型有料老人ホームにおけるケアプラン作成等への関与の状況

- 住宅型有料老人ホームにおけるケアプラン作成等への関与の状況を聞いたところ、「内容に関与している」「内容に直接関与はしていないが、要望を行っている」「居宅介護支援事業所の介護支援専門員に任せており、関与していない」それぞれの回答が見られた。
- また、**サービス担当者会議には基本的に参加する方針であるホームが多かった。**

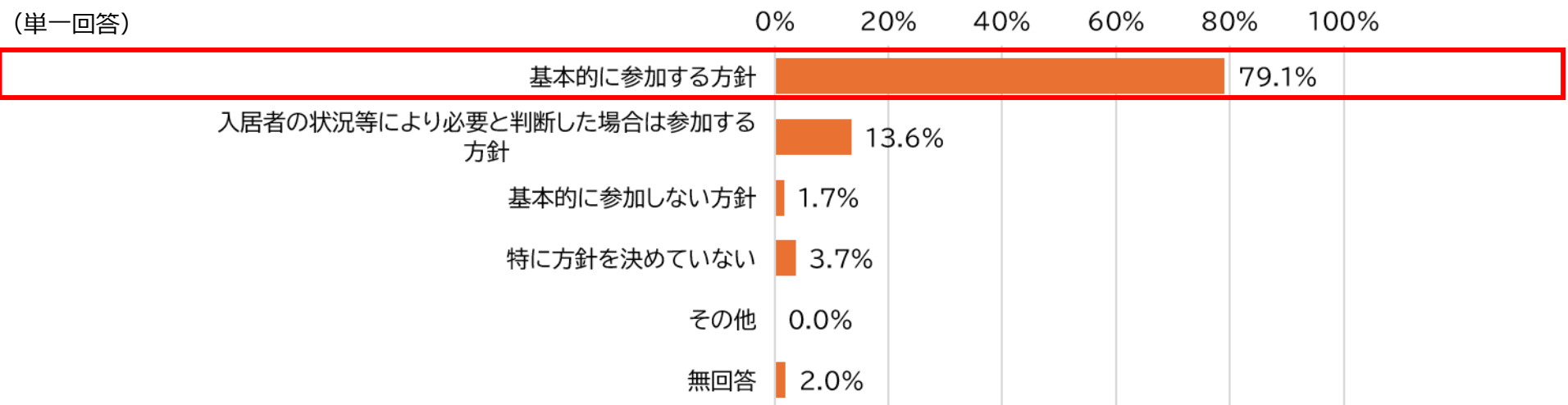
○ケアプラン作成への関与の有無（有料老人ホーム調査）（n=354）

（単一回答）



○サービス担当者会議へのホーム職員の出席の方針（有料老人ホーム調査）（n=354）

（単一回答）

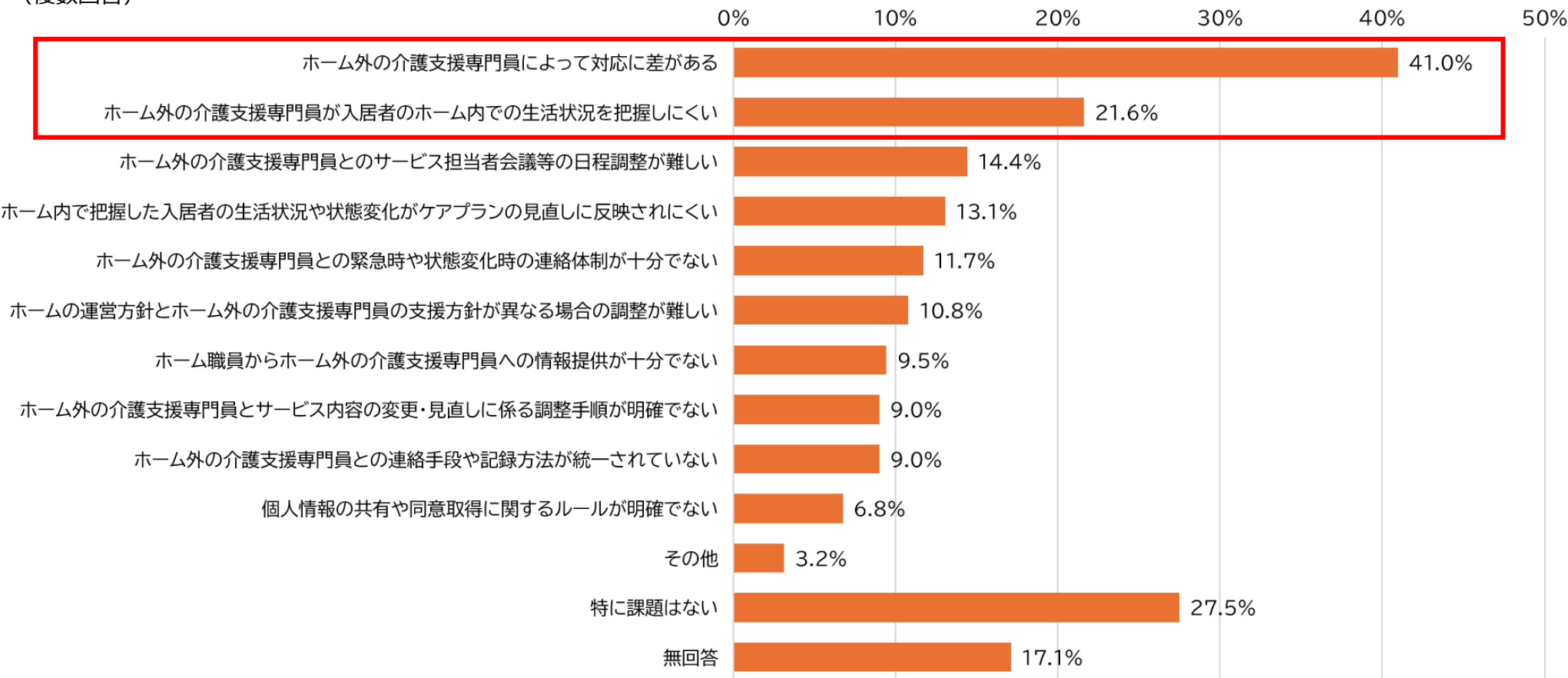


有料老人ホームにおけるホーム外の介護支援専門員との連携上の課題

○ 住宅型有料老人ホームに対して、ホーム外の介護支援専門員との連携を進めるうえでの課題を聞いたところ、「ホーム外の介護支援専門員によって対応に差がある」、「ホーム外の介護支援専門員が入居者のホーム内での生活状況を把握しにくい」との課題があげられた。

○ ホーム外の介護支援専門員との連携を進めるうえでの課題（有料老人ホーム調査票 ※ホーム外の居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員の担当件数が1件以上と回答したホーム）（n=222）

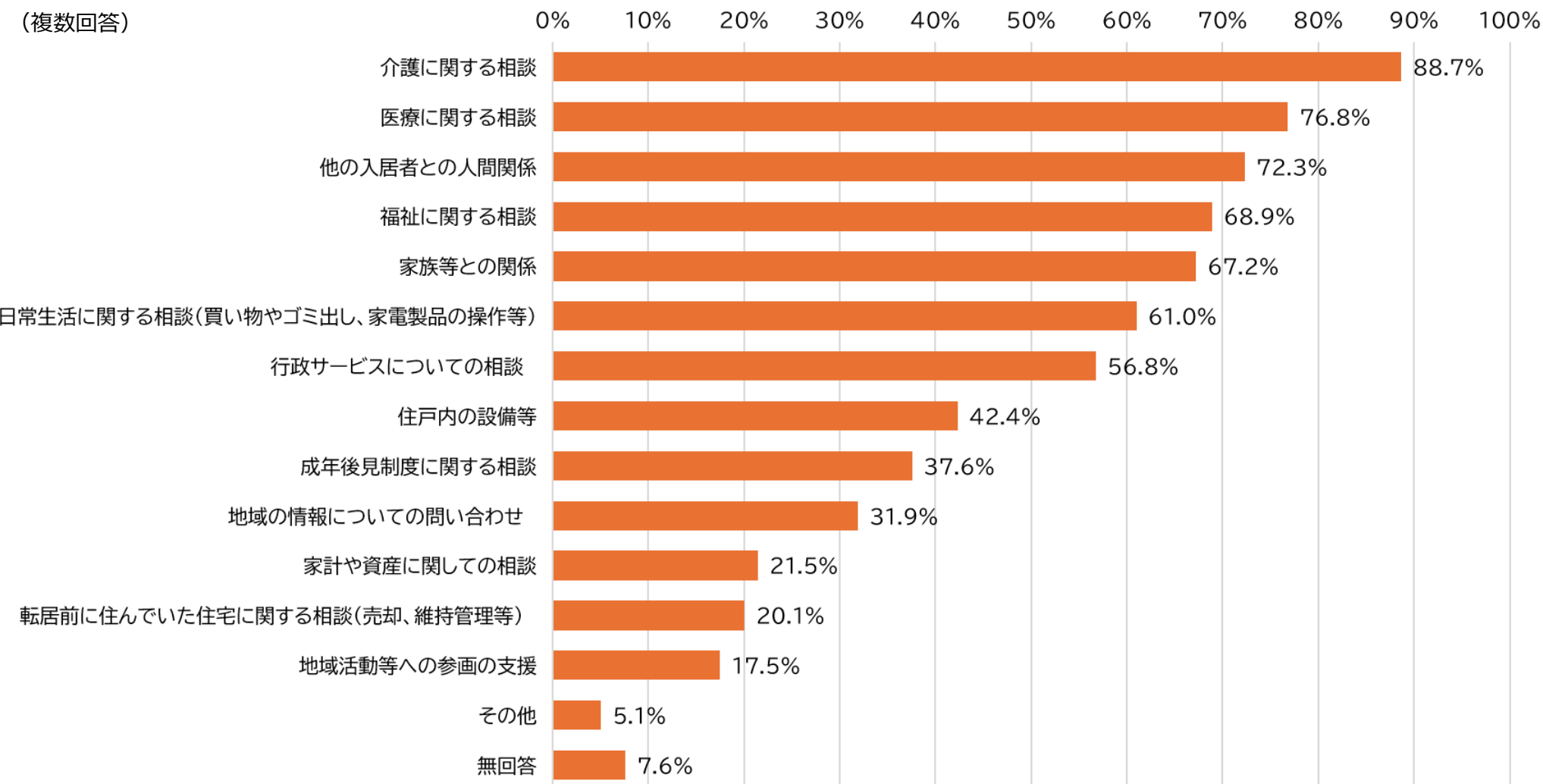
（複数回答）



有料老人ホームにおける生活相談員としての業務

○ 住宅型有料老人ホームにおける生活相談員としての業務内容については、介護・医療・福祉に関する相談に加えて、他の入居者との人間関係や日常生活に関する相談といったものも多かった。

○生活相談員としての業務内容（有料老人ホーム調査）（n=354）
（複数回答）



論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

論点

（登録施設介護支援の人員基準について）

- 改正後の介護保険法第85条の5第1項において、「指定登録施設介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。」とされているが、既存の居宅介護支援事業者が併せて担うことが想定されることを踏まえつつ、同法第8条第24項第2号のロに規定する「地域住民等の行う要介護状態を軽減し、又はその悪化を防止するための活動及び地域において自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助」（地域生活相談）を行うための人員や管理者の要件といった人員基準についてどのように考えるか。

（登録施設介護予防支援の人員基準について）

- 改正後の介護保険法第115条の31の4第1項において、「指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定登録施設介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。」とされているが、既存の居宅介護支援事業者や地域包括支援センターが併せて担うことが想定されることを踏まえつつ、同法第8条の2第17項第2号のロに規定する「当該登録施設要支援者が地域住民等の行う要介護状態を予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくはその悪化を防止するための活動及び地域における自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助」（地域生活相談）を行うための人員や管理者の要件といった人員基準についてどのように考えるか。

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

論点

（地域生活相談について）

- 登録施設介護（予防）支援においては、要介護者等の集住が想定される登録制の対象となる有料老人ホームの特性や、住宅型有料老人ホームに係るいわゆる「囲い込み」といった課題が顕在化していることを踏まえ、ともすれば閉鎖的な状況に陥りやすい住宅型有料老人ホームにおいて、地域とのつながりの機会を確保し、入居者が尊厳を保持し、自立した日常生活を続けていくための支援を行うことが期待される。
- 登録施設介護（予防）支援における地域生活相談により、ホーム内で生活が完結しやすい住宅型有料老人ホームの入居者が、本人の意思を踏まえて、地域資源と適切につながれるよう、地域に開かれた適切なケアマネジメントの実施を担保する観点から、地域生活相談として求める業務の内容について、どのように考えるか。

（運営基準について）

- 登録施設介護（予防）支援事業所の介護支援専門員が、利用者が入居する登録制の対象となる有料老人ホームからの独立性を確保し、ホームと対等な立場で、入居者の自立支援や重度化防止に資する利用者本位のケアプランの作成を促進する観点から、登録施設介護支援の運営基準について、どのように考えるか。

（報酬について）

- 登録施設介護支援及び登録施設介護予防支援の基本報酬や加算等について、利用者が集住していることを踏まえるとともに、居宅介護支援からの円滑な移行が求められることや、地域生活相談を実施すること等を踏まえ、どのように考えるか。

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

対応案

(登録施設介護支援の人員基準について)

- 登録施設介護支援の人員基準については、居宅介護支援と同様に介護支援専門員を配置することに加え、地域生活相談を行うための人員（地域生活相談員）を配置することとしつつ、介護支援専門員との兼務を認めることとしてはどうか。
- 地域生活相談員を別途配置する場合の資格要件については、介護支援専門員に加え、他サービスの生活相談員と同様に、社会福祉主事（社会福祉法第29条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者）等の資格を有する者としてはどうか。
- また、管理者の要件については、居宅介護支援と同様としてはどうか。
- なお、登録施設介護支援は、既存の居宅介護支援事業者が併せて担うことが想定されることから、人員の算定については、併せて実施する居宅介護支援事業所の人員と一体的に取り扱うこととしてはどうか。

(登録施設介護予防支援の人員基準について)

- 登録施設介護予防支援の人員基準については、介護予防支援と同様に、地域包括支援センターの設置者である場合は、事業所ごとに介護支援専門員等の担当職員を1人以上配置、指定居宅介護支援事業者である場合は、事業所ごとに介護支援専門員を1人以上配置することに加え、地域生活相談を行うための人員（地域生活相談員）を配置することとしつつ、介護支援専門員等との兼務を認めることとしてはどうか。
- 地域生活相談員を別途配置する場合の資格要件については、登録施設介護支援と同様としてはどうか。
- また、管理者の要件については、介護予防支援と同様としてはどうか。
- なお、登録施設介護予防支援は、既存の介護予防支援事業者が併せて担うことが想定されることから、人員の算定については、併せて実施する介護予防支援事業所の人員と一体的に取り扱うこととしてはどうか。

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

対応案

（地域生活相談について）

- 利用者の地域とのつながりの機会を確保し、入居者が尊厳を保持し、自立した日常生活を続けていくための支援を行うため、地域生活相談については、以下の内容を実施することとしてはどうか。
 - ① 成年後見や「高齢者等終身サポート事業」、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」なども含め、様々な地域資源について、日常的な情報収集や関係性の構築、地域ケア会議への参加等により把握し、リスト化等を行うとともに、地域の行事やイベント、ボランティア募集等についても情報収集する。
 - ② 本人に地域資源の情報がないような場合に、リスト等により地域資源の情報を利用者に提供して説明するとともに、地域活動への参加等を促す等の支援を行う。
 - ③ 地域活動への参加に身体的・心理的ハードルがある場合は、他者と交流するための支援に関する支援や移動手段の調整等、外出の障壁を除く支援の調整を行う。
 - ④ 地域活動の実施先との連絡調整を行うとともに、地域活動への参加について、ホームとの間で、行き先や内容、時間等について情報共有を行う等の連絡調整を行う。
 - ⑤ 利用者のサービス利用の状況について把握を行い、今後の地域生活相談等に活用する。

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

対応案

(登録施設介護支援の運営基準について)

- 登録施設介護支援の運営基準については、原則、居宅介護支援に準じた規定を置くこととしつつ、登録施設介護支援創設の趣旨等に鑑み、以下の規定を追加することとしてはどうか。

① 指定登録施設介護支援の提供に当たっては、登録有料老人ホームとの密接な連携に努めなければならないこと

(参考) 訪問介護における居宅介護支援との連携にかかる規定(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第14条)

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という。)との密接な連携に努めなければならない。

② 法定代理受領サービスに該当する指定居宅介護支援を提供した際には、その利用者から利用者負担額の支払いを受けること

(参考) 訪問介護の規定(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第20条)

指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

※その他、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合の不合理な差の禁止、通常の事業の実施地域以外の交通費の受領等についての規定がある。

③ アセスメント結果等に加えて、登録有料老人ホームから提供を受けた利用者の情報等を踏まえて、登録施設サービス計画(ケアプラン)を作成すること

④ 地域生活相談の検討状況や支援内容について登録施設サービス計画に位置付けることや、その実施状況について記録すること

(登録施設介護予防支援の運営基準について)

- 登録施設介護予防支援の運営基準については、登録施設介護支援の場合と同様、原則、介護予防支援に準じた規定を置くこととしつつ、登録施設介護支援の場合と同様に、登録施設介護予防支援の趣旨を踏まえた規定を追加することとしてはどうか。

論点：登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準及び報酬について

対応案

（基本報酬の考え方について）

- 基本報酬については、居宅介護支援・介護予防支援と同様の枠組みを前提としつつ、地域生活相談を実施することを踏まえた報酬設定とするとともに、集合住宅であることも踏まえた報酬設定としてはどうか。
- 居宅介護支援の基本報酬に適用されている逓減制（利用者数の増加に応じて基本報酬が段階的に下がる仕組み）について、登録施設介護支援は、既存の居宅介護支援事業者が併せて担うことが想定されることから、居宅介護支援との合計の利用者数により判断することとしてはどうか。ただし、人数超過部分にのみ低い単価が適用される居宅介護支援の取扱いは、利用者負担を徴収する登録施設介護支援では利用者間で負担額が異なることになることから、登録施設介護支援の利用者全体に分散して低い単価が適用される仕組みとしてはどうか。

（加算・減算について）

- 登録施設介護（予防）支援における加算及び減算については、原則として居宅介護支援・介護予防支援に準じるものとしつつ、サービスの特性を踏まえた内容としてはどうか。
- なお、登録施設介護（予防）支援における各加算及び減算の算定要件については、登録施設介護支援・登録施設介護予防支援を既存の居宅介護支援事業者が併せて担うことが想定されることから、要件となっている人員配置や取組について、併せて実施する居宅介護支援・介護予防支援と一体的に取り扱うこととしてはどうか。

※ 登録施設介護（予防）支援に係る施行時期については、有料老人ホームの登録制の施行後、既存の有料老人ホームの移行に係る経過措置期間が終了する時期を想定。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の基準（案）

1 定義（サービス内容）

- 登録制の対象となる有料老人ホーム（特定施設を除く）において、要介護者及び要支援者が居宅サービス等の適切な利用ができるように、以下の①及び②の支援を一体的に提供すること。
 - ① 要介護者等の心身の状況、置かれている環境、要介護者等や家族の希望等を勘案してケアプランを作成し、当該ケアプランに基づくサービス提供が確保されるようサービス事業者との連絡調整等を行う
 - ② 登録有料老人ホームとの連絡調整により、ケアプラン作成や適切なサービス提供の確保に資する情報収集や、地域との連携等の地域生活相談を行う

2 人員基準

<介護>

- 従業者：介護支援専門員を常勤で1人以上配置（利用者44人：介護支援専門員1人を基準）※ケアプランデータ連携システムを利用する場合は49：1
地域生活相談員（※）を1人以上配置（ただし、介護支援専門員が兼務することも可）
（※）地域生活相談員は、介護支援専門員又は社会福祉主事等の資格を有することを要件とする
- 管理者：事業所ごとに実務経験5年以上の常勤専従の介護支援専門員を配置（居宅介護支援と同様）

<予防>

- 従業者：地域包括支援センターの設置者である場合…事業所ごとに担当職員（※）を1人以上配置
（※）①保健師、②介護支援専門員、③社会福祉士、④経験ある看護師、⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 のいずれかの要件を満たす者であって、介護予防支援業務に関する必要な知識及び能力を有する者。
指定居宅介護支援事業者である場合…事業所ごとに介護支援専門員を1人以上配置
共通：地域生活相談員を1人以上配置（ただし、介護支援専門員その他の担当職員が兼務することも可）
（※）地域生活相談員は、介護支援専門員又は社会福祉主事の資格を有することを要件とする
- 管理者：地域包括支援センターの設置者である場合…事業所ごとに常勤専従の者を配置
指定居宅介護支援事業者である場合…介護の場合と同様。

地域生活相談のイメージ（案）

0. 前提

- 地域生活相談員は、介護支援専門員と連携して、地域生活相談を行う。

1. 体制確保

- 地域の支援機関や保険外・インフォーマルサービス等の地域資源について、日常的な情報収集や関係性の構築、地域ケア会議への参加等により把握しリスト化等を行う。適宜更新も行う。
- 地域の行事やイベント、ボランティア募集等についても情報収集。

2. 事前準備

- (○ 住宅型有料老人ホーム入居者に対するアセスメントにおいて、介護支援専門員は、要介護者等の集住が想定される登録制の対象となる有料老人ホームの特性を勘案した課題の把握・分析に留意する。)
- 相談支援の中で、地域とのつながりの機会の確保が求められる場合であって、本人に地域資源の情報がないような場合に、リスト等により地域資源の情報を利用者に提供して説明するとともに、地域活動への参加等を促す等の支援を行う。
- (○ 地域活動について、ケアプランに位置づけを行う。)
- 地域活動への参加に身体的・心理的ハードルがある場合は、他者と交流するための支援に関する調整等、外出の障壁を除く支援の調整を行う。

3. サービス利用

- 地域活動の実施先との連絡調整を行う。
- 地域活動への参加について、ホームとの間で、行き先や内容、時間等について情報共有を行う等の連絡調整を行う。

4. 記録

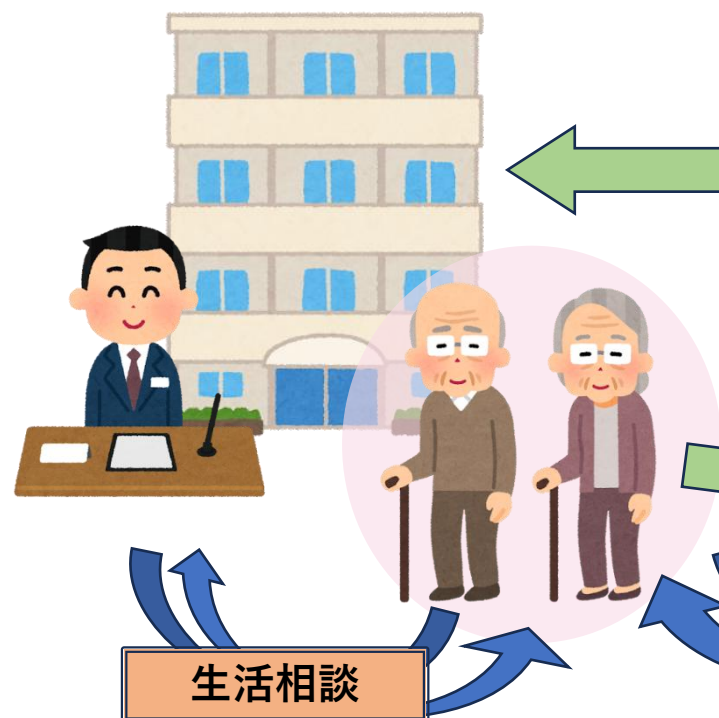
- (○ 地域生活相談を行った場合、利用者への支援の状況について、ケアプランに記録（支援経過として）)

5. フォローアップ

- 利用者のサービス利用の状況について把握を行い、今後の地域生活相談等に活用。

登録施設介護（予防）支援の地域生活相談のイメージ

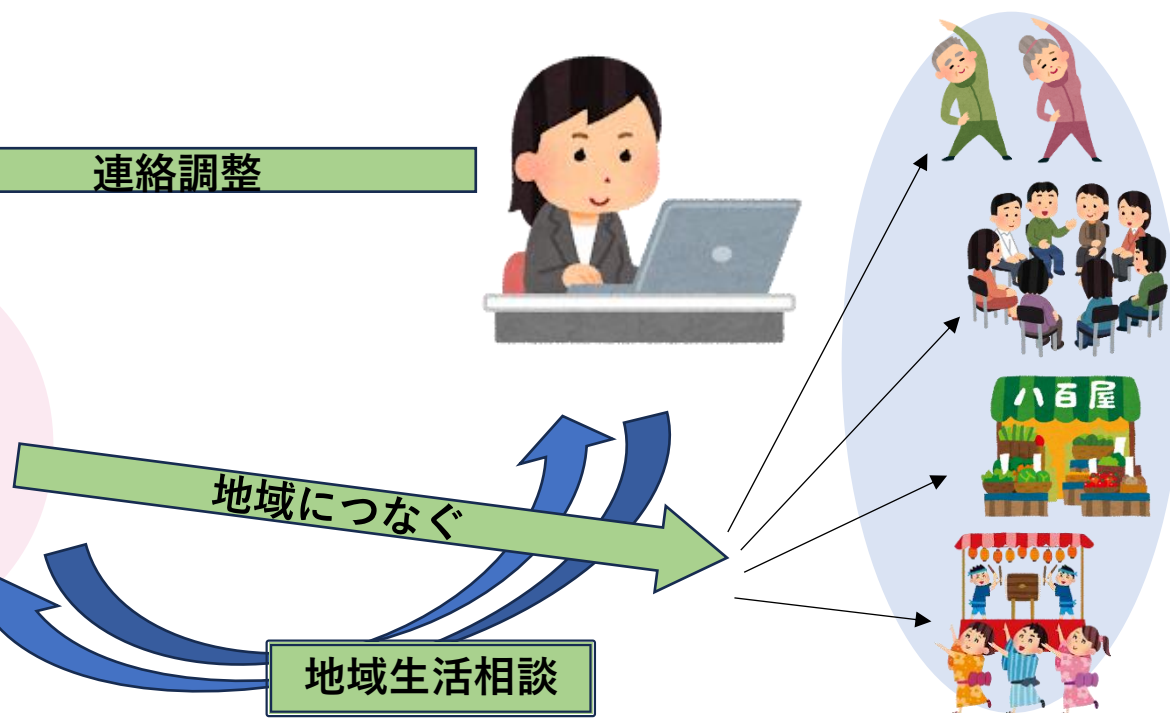
登録有料老人ホーム



- ・入退所手続等のホーム関係の手続
- ・ホームでの暮らしに関わる日常的な相談
- ・安否確認 等

➡ ホーム側の窓口としての日常的な相談

登録施設介護（予防）支援事業所



- ・保険外・インフォーマルサービス等の地域資源についての日常的な情報収集、関係性の構築、リスト化。地域の行事やイベント、ボランティア募集等の情報収集。
- ・利用者への地域資源の情報提供、説明、参加の促し。
- ・他者と交流するための支援、外出の障壁を除く支援調整。
- ・地域活動の実施先やホームとの連絡調整。
- ・サービス利用状況について把握。

➡ ホームの外にある地域資源の把握・活用を含めた支援

1. 法改正の概要及びこれまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案



3. 参考資料

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文①

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後
第八条

23 この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者（登録有料老人ホームにおける居室において介護を受ける者を除く。）が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他の居宅（登録有料老人ホームにおける居室を除く。）において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文①

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後
第八条

24 この法律において「登録施設介護支援」とは、登録施設要介護者（要介護者であつて、登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるものをいう。）が第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス又は特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、第十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る居宅サービス又はこれに相当するサービス及びその他の登録有料老人ホームにおける居室において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定登録施設サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該登録施設要介護者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護支援事業」とは、登録施設介護支援を行う事業をいう。

一 当該登録施設要介護者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要介護者の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要介護者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定登録施設サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「登録施設サービス計画」という。）を作成すること。

二 登録施設サービス計画に基づく指定登録施設サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

イ 指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

ロ 当該登録施設要介護者が地域住民等（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四条第二項に規定する地域住民等をいう。次条第十七項第二号ロにおいて同じ。）の行う要介護状態を軽減し、又はその悪化を防止するための活動及び地域において自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

三 当該登録施設要介護者が地域密着型介護老人福祉施設等への入所を要する場合においては、地域密着型介護老人福祉施設等への紹介その他の便宜の提供を行うこと。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文②

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後
第八条の二

16 この法律において「介護予防支援」とは、**居宅要支援者（登録有料老人ホームにおける居室において支援を受ける者を除く。）**が第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス又は特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス又は特例地域密着型介護予防サービス費に係る地域密着型介護予防サービス若しくはこれに相当するサービス、特定介護予防・日常生活支援総合事業（市町村、第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者又は第百十五条の四十七第七項の受託者が行うものに限る。以下この項及び第三十二条第四項第二号において同じ。）、第百十五条の四十五第三項に規定する特定地域居宅サービス等事業に係る介護予防サービス又はこれに相当するサービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項及び次項において「指定介護予防サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者が、当該居宅要支援者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「介護予防支援事業」とは、介護予防支援を行う事業をいう。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文②

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後
第八条の二

17 この法律において「登録施設介護予防支援」とは、登録施設要支援者（要支援者であつて、登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるものをいう。）が指定介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員及び第四十七条の二第一項に規定する指定登録施設介護支援を行う事業所の従業者のうち厚生労働省令で定める者が、当該登録施設要支援者の依頼を受けて、次に掲げる支援を行うことをいい、「登録施設介護予防支援事業」とは、登録施設介護予防支援を行う事業をいう。

一 当該登録施設要支援者の心身の状況、その置かれている環境その他の当該登録施設要支援者の事情を、その入居する登録有料老人ホームの設置者から聴取し、かつ、当該事情並びに当該登録施設要支援者及びその家族の希望等を勘案した上で、その利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（以下「登録施設介護予防サービス計画」という。）を作成すること。

二 登録施設介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供を確保するため、次に掲げる支援を行うこと。

イ 指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

□ 当該登録施設要支援者が地域住民等の行う要介護状態を予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくはその悪化を防止するための活動及び地域における自立した日常生活を送るための活動に参加するための援助を行うこと。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文③

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後

（登録施設介護サービス計画費の支給）

第四十七条の二 市町村は、要介護被保険者のうち登録有料老人ホームにおける居室において介護を受けるもの（以下この条及び次条において「登録施設要介護被保険者」という。）が、当該市町村の長又は他の市町村の長が指定する者（以下「指定登録施設介護支援事業者」という。）から当該指定に係る登録施設介護支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護支援（以下「指定登録施設介護支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要介護被保険者に対し、当該指定登録施設介護支援に要した費用について、登録施設介護サービス計画費を支給する。

2 登録施設介護サービス計画費の額は、指定登録施設介護支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

（登録施設介護予防サービス計画費の支給）

第五十九条の二 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち登録有料老人ホームにおける居室において支援を受けるもの（以下この条及び次条において「登録施設要支援被保険者」という。）が、当該市町村（住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る登録施設介護予防支援にあつては、施設所在市町村）の長が指定する者（以下「指定登録施設介護予防支援事業者」という。）から当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所により行われる登録施設介護予防支援（以下「指定登録施設介護予防支援」という。）を受けたときは、当該登録施設要支援被保険者に対し、当該指定登録施設介護予防支援に要した費用について、登録施設介護予防サービス計画費を支給する。

2 登録施設介護予防サービス計画費の額は、指定登録施設介護予防支援の事業を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される指定登録施設介護予防支援に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定登録施設介護予防支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定登録施設介護予防支援に要した費用の額とする。）の百分の九十に相当する額とする。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文④

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後
（指定登録施設介護支援の事業の基準）

第八十五条の四 指定登録施設介護支援事業者は、次条第二項に規定する指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準に従い、要介護者の心身の状況等に応じて適切な指定登録施設介護支援を提供するとともに、自らその提供する指定登録施設介護支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定登録施設介護支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 指定登録施設介護支援事業者は、指定登録施設介護支援を受けようとする被保険者による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する認定審査会意見を確認したときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定登録施設介護支援を提供するように努めなければならない。

第八十五条の五 指定登録施設介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定登録施設介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定登録施設介護支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定登録施設介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

（指定登録施設介護支援事業者の特例）

第八十五条の十一 登録施設介護支援事業を行う者は、第四十七条の二第一項の指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る登録施設介護支援事業を行う事業所について第四十六条第一項の指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所として同項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該指定登録施設介護支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文⑤

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後
（指定登録施設介護予防支援の事業の基準）

第百十五条の三十一の三 指定登録施設介護予防支援事業者は、次条第二項に規定する指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準に従い、要支援者の心身の状況等に応じて適切な指定登録施設介護予防支援を提供するとともに、自らその提供する指定登録施設介護予防支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより常に指定登録施設介護予防支援を受ける者の立場に立ってこれを提供するように努めなければならない。

2 指定登録施設介護予防支援事業者は、指定登録施設介護予防支援を受けようとする被保険者による被保険者証の提示等により、当該被保険者に関する認定審査会意見を確認したときは、当該認定審査会意見に配慮して、当該被保険者に当該指定登録施設介護予防支援を提供するように努めなければならない。

3 第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者である指定登録施設介護予防支援事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定登録施設介護予防支援の一部を、厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第百十五条の三十一の四 指定登録施設介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定登録施設介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定登録施設介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前二項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一 指定登録施設介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

二 指定登録施設介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文⑥

○介護保険法（平成9年法律第123号）（抄）※社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）による改正後
（指定登録施設介護予防支援事業者の特例）

第百十五条の三十一の十 **登録施設介護予防支援事業を行う者は、第五十九条の二第一項の指定を受けたときは、当該指定を受けた時に、当該指定に係る登録施設介護予防支援事業を行う事業所について第五十八条第一項の指定に係る介護予防支援事業を行う事業所として同項の指定を受けたものとみなす。**ただし、当該指定登録施設介護予防支援事業者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

登録施設介護支援・登録施設介護予防支援の関係条文⑥

○社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）

（附則）

第十八条 第四条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）の**施行の際現に第四条の規定による改正前の介護保険法**（以下この項及び次条第一項において「第四号旧介護保険法」という。）**第四十六条第一項の指定を受けて居宅介護支援事業**（第四号旧介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下この項において同じ。）**を行う者は、第四号施行日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間**（その者が当該期間内に第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定の申請をした場合には、当該申請について指定をするかどうかの処分があるまでの間）**は、その者を第四号旧介護保険法第四十六条第一項の指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所について第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定に係る登録施設介護支援事業**（第四号新介護保険法第八条第二十四項に規定する登録施設介護支援事業をいう。第四項において同じ。）**を行う事業所として第四号新介護保険法第四十七条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新介護保険法の規定を適用する**。ただし、当該者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第十九条 第四条の規定の**施行の際現に第四号旧介護保険法第五十八条第一項の指定を受けて介護予防支援事業**（第四号旧介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業をいう。以下この項において同じ。）**を行う者は、第四号施行日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日までの間**（その者が当該期間内に第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定の申請をした場合には、当該申請について指定をするかどうかの処分があるまでの間）**は、その者を第四号旧介護保険法第五十八条第一項の指定に係る介護予防支援事業を行う事業所について第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定に係る登録施設介護予防支援事業**（第四号新介護保険法第八条の二第十七項に規定する登録施設介護予防支援事業をいう。第四項において同じ。）**を行う事業所として第四号新介護保険法第五十九条の二第一項の指定を受けた者とみなして、第四号新介護保険法の規定を適用する**。ただし、当該者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。